

令和 5 年第 1 回

長門市議会臨時会

議 案

目 次

議案

- 第 1 号 令和 5 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 号 専決処分の承認について（長門市税条例の一部を改正する条例）
- 第 3 号 専決処分の承認について（令和 5 年度長門市一般会計補正予算（専決第 1 号））
- 第 4 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第 5 号 長門市監査委員の選任について
- 第 6 号 長門市固定資産評価員の選任について

報告

- 第 1 号 専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）

議案第 2 号

専決処分の承認について（長門市税条例の一部を改正する条例）

長門市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

長門市長 江 原 達 也

長門市条例第 16 号

長門市税条例の一部を改正する条例

長門市税条例（平成 17 年長門市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第 2 章 普通税 第 1 節 市民税 （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第 34 条の 9 （略） 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。 3 （略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第 36 条の 3 の 2 （略） <u>2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 317</u>	本則 第 2 章 普通税 第 1 節 市民税 （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第 34 条の 9 （略） 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は _____ _____ 当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。 3 （略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第 36 条の 3 の 2 （略） （新設）

条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第 1 項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第 1 項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 4 第 1 項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第 1 項及び第 3 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第 4 項及び第 53 条の 9 第 3 項において同じ。）により提

- 2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第 1 項及び第 2 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第 4 項及び第 53 条の 9 第 3 項において同じ。）により提

供することができる。

- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 (略)

- 3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合に、当該納税義務者の前年中の給与

供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

(新設)

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合に、当該納税義務者の前年

所得に係る所得割額及び均等割額
(これと併せて賦課徴収を行う森林
環境税額を含む。次項及び第 5 項に
おいて同じ。)の合算額を特別徴収
の方法により徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該
納税義務者の前年中の所得に給与所
得以外の所得がある場合には、当該
給与所得以外の所得に係る所得割額
を同項の規定により特別徴収の方法
により徴収すべき給与所得に係る所
得割額及び均等割額の合算額に加算
して特別徴収の方法により徴収す
る。ただし、第 36 条の 2 第 1 項の
申告書に給与所得以外の所得に係る
所得割額を普通徴収の方法によって
徴収されたい旨の記載があるとき
は、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者
の給与所得以外の所得に係る所得割
額を特別徴収の方法により徴収する
こととなった後において、当該給与
所得者について給与所得以外の所得
に係る所得割額の全部又は一部を特
別徴収の方法により徴収することが
適当でないと認められる特別の事情
が生じたため当該給与所得者から給
与所得以外の所得に係る所得割額の
全部又は一部を普通徴収の方法によ
り徴収することとされたい旨の申出
があった場合でその事情がやむを得
ないと認められるときは、市長は、
当該特別徴収の方法により徴収すべ
き給与所得以外の所得に係る所得割
額でまだ特別徴収により徴収してい
ない額の全部又は一部を普通徴収の
方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対
し給与の支払をする者に当該年度の
初日の翌日から翌年の 4 月 30 日ま
での間において異動を生じた場合に
おいて、当該給与所得者が当該給与
所得者に対して新たに給与の支払を
する者となった者(所得税法第 183
条の規定により給与の支払をする際

中の給与所得に係る所得割額及び均
等割額

の合算額を特
別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該
納税義務者の前年中の所得に給与所
得以外の所得がある場合において
は、当該給与所得以外の所得に係る
所得割額を同項の規定によって特別
徴収の方法によって徴収すべき給与
所得に係る所得割額及び均等割額の
合算額に加算して特別徴収の方法に
よって徴収する。ただし、第 36 条
の 2 第 1 項の申告書に給与所得以
外の所得に係る所得割額を普通徴収
の方法によって徴収されたい旨の記
載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得
者の給与所得以外の所得に係る所得
割額を特別徴収の方法によって徴収
することとなった後において、当該
給与所得者について給与所得以外の
所得に係る所得割額の全部又は一部
を特別徴収の方法によって徴収する
ことが適当でないと認められる特別
の事情が生じたため当該給与所得者
から給与所得以外の所得に係る所得
割額の全部又は一部を普通徴収の方
法により徴収することとされたい旨
の申出があった場合でその事情がや
むを得ないと認められるときは、市
長は、当該特別徴収の方法によって
徴収すべき給与所得以外の所得に係
る所得割額でまだ特別徴収により徴
収していない額の全部又は一部を普
通徴収の方法により徴収するものと
する。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対
し給与の支払をする者に当該年度の
初日の翌日から翌年の 4 月 30 日ま
での間において異動を生じた場合に
おいて、当該給与所得者が当該給与
所得者に対して新たに給与の支払を
する者となった者(所得税法第 183
条の規定によって給与の支払をする

所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第 46 条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月 10 日までに、その徴収した月割額を施行規則第 5 号の 15 様式若しくは第 5 号の 15 の 2 様式又は施行規則第 2 条の 6 の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第 47 条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第 40 条第 1 項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第 321 条の 6 第 1 項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。))において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第 47 条の 2 個人の市民税の納税義

第 46 条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月 10 日までに、その徴収した月割額を施行規則第 5 号の 15 様式

又は施行規則第 2 条の 6 の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第 47 条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第 40 条第 1 項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第 321 条の 6 第 1 項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。))において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第 47 条の 2 個人の市民税の納税義

務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。）の 2 分の 1 に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 40 条第 1 項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。）の 2 分の 1 に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 40 条第 1 項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第 47 条の 6 法第 321 条の 7 の 7 第 1 項又は第 3 項 (これらの規定を法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第 40 条第 1 項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第 321 条の 7 の 7 第 3 項 (法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合
(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。) において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとなす。

(法人の市民税の申告納付)

第 48 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第 47 条の 6 法第 321 条の 7 の 7 第 1 項又は第 3 項 (これらの規定を法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第 40 条第 1 項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第 321 条の 7 の 7 第 3 項 (法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合
(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。) において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(法人の市民税の申告納付)

第 48 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1

項、第 2 項、第 31 項、第 34 項及び第 35 項の規定による申告書（第 9 項、第 10 項及び第 12 項において「納税申告書」という。）を、同条第 1 項、第 2 項、第 31 項及び第 35 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 34 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 2 項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式又は第 22 号の 4 の 2 様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 （略）

5 法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書(同条第 33 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第 22 号の 4 様式又は第 22 号の 4 の 2 様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 （略）

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第 50 条 法人の市民税の納税者は、法第 321 条の 12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第 22 号の 4 様式又は第 22 号の 4 の 2 様式による納付書により納付しなければならない

項、第 2 項、第 31 項、第 34 項及び第 35 項の規定による申告書（第 9 項、第 10 項及び第 12 項において「納税申告書」という。）を、同条第 1 項、第 2 項、第 31 項及び第 35 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 34 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 2 項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式_____による納付書により納付しなければならない。

2～4 （略）

5 法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書(同条第 33 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第 22 号の 4 様式_____による納付書により納付しなければならない。

6～16 （略）

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第 50 条 法人の市民税の納税者は、法第 321 条の 12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第 22 号の 4 様式_____による納付書により納付しなければならない

い。

- 2 前項の場合には、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限(同条第 35 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項又は第 2 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第 4 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 (略)

第 3 節 軽自動車税

(種別割の税率)

第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ (略)

エ 3 輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2 以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が 0.5 メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下の 3 輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が 0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの 年額 3,700 円

(2)・(3) (略)

第 4 節 市たばこ税

(たばこ税の申告納付の手続)

第 98 条 前条の規定によってたばこ

い。

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限(同条第 35 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項又は第 2 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第 4 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 (略)

第 3 節 軽自動車税

(種別割の税率)

第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ (略)

エ 3 輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2 以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が 0.5 メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下の 3 輪のもの

_____を除く。)で、

総排気量が 0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの 年額 3,700 円

(2)・(3) (略)

第 4 節 市たばこ税

(たばこ税の申告納付の手続)

第 98 条 前条の規定によってたばこ

税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 96 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 34 号の 2 様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第 96 条第 3 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

- 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第 1 項又は第 2 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第 101 条第 2 項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第 34 号の 2 の 5 様式又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第 101 条 たばこ税の納税義務者は、法第 481 条、第 483 条又は第 484

税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 96 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 34 号の 2 様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式

による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第 96 条第 3 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

- 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第 1 項又は第 2 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第 101 条第 2 項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第 34 号の 2 の 5 様式

による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)
第 101 条 たばこ税の納税義務者は、法第 481 条、第 483 条又は第 484

条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第 34 号の 2 の 5 様式又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第 8 条 昭和 57 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで若しくは第 63 条」とする。

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 (略)

2 (略)

3 法附則第 15 条第 14 項に規定する

条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第 34 号の 2 の 5 様式
による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第 8 条 昭和 57 年度から令和 6 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、第 63 条又は第 64 条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、第 63 条若しくは第 64 条」とする。

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 (略)

2 (略)

3 法附則第 15 条第 15 項に規定する

市の条例で定める割合は 5 分の 3
(都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 14 項に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1) とする。

- 4 法附則第 15 条第 21 項に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 5 法附則第 15 条第 22 項第 1 号に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 6 法附則第 15 条第 22 項第 2 号に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 7 法附則第 15 条第 22 項第 3 号に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 8 法附則第 15 条第 23 項第 1 号に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 9 法附則第 15 条第 23 項第 2 号に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 10 法附則第 15 条第 25 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 11 法附則第 15 条第 25 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 12 法附則第 15 条第 25 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 13 法附則第 15 条第 25 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 14 法附則第 15 条第 25 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- 15 法附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ

市の条例で定める割合は 5 分の 3
(都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 15 項に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1) とする。

- 4 法附則第 15 条第 22 項に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 5 法附則第 15 条第 23 項第 1 号に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 6 法附則第 15 条第 23 項第 2 号に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 7 法附則第 15 条第 23 項第 3 号に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 8 法附則第 15 条第 24 項第 1 号に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 9 法附則第 15 条第 24 項第 2 号に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 10 法附則第 15 条第 26 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 11 法附則第 15 条第 26 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 12 法附則第 15 条第 26 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 13 法附則第 15 条第 26 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 14 法附則第 15 条第 26 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- 15 法附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ

に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第28項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

21 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

25 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

26 (略)

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

(削る)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

21 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

25 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

26 (略)

(新設)

27 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合は0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 (略)

2～11 (略)

12 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

13 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐

第 10 条の 3 (略)

2～11 (略)

(新設)

12 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐

震改修に要した費用 (6) (略) <u>14</u> (略) (削る) (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) <u>第 15 条の 2</u> (略) 2・3 (略) 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに <u>100 分の 35</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第 15 条の 6 (略) 2 (略) (削る) (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定(次項から <u>第 4 項</u> までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種	震改修に要した費用 (6) (略) <u>13</u> (略) (軽自動車税の環境性能割の非課税) <u>第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号</u> (同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間(附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、 <u>第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) <u>第 15 条の 2 の 2</u> (略) 2・3 (略) 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに <u>100 分の 10</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第 15 条の 6 (略) 2 (略) 3 <u>自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 81 条の 4(第 2 号に係る部分に限る。)</u> 及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「 <u>100 分の 2</u> 」とあるのは、「 <u>100 分の 1</u> 」とする。 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定(次項から <u>第 8 項</u> までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種
---	--

別割に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表は省略)

- 2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表は省略)

(削る)

(削る)

別割に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表は省略)

- 2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表は省略)

- 3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち 3 輪以上のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

- 4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に

(削る)

(削る)

3 法附則第 30 条第 3 項の規定の適用を受ける三輪以上の法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営

は令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,000 円
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

5 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 30 条第 7 項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3

業用の乗用のものに限る。)に対する
第 82 条の規定の適用については

_____,当該ガソリン軽自動車
が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3
月 31 日までの間に初回車両番号指
定を受けた場合には、当該初回車両
番号指定を受けた日の属する年度の
翌年度分の軽自動車税の種別割に
限り、同条第 2 号ア（イ）中「3,900
円」とあるのは「2,000 円」と、同
号ア（ウ）a 中「6,900 円」とある
のは「3,500 円」とする。

- 4 法附則第 30 条第 4 項の規定の適用
を受ける三輪以上のガソリン軽自動
車(前項の規定の適用を受けるものを
除き、営業用の乗用のものに限る。)に
対する第 82 条の規定の適用につい
ては

_____,当該ガソリン軽
自動車
が令和 4 年 4 月 1 日から令和
7 年 3 月 31 日までの間に初回車両
番号指定を受けた場合には、当該初
回車両番号指定を受けた日の属する
年度の翌年度分の軽自動車税の種別
割に限り、同条第 2 号ア（イ）中
「3,900 円」とあるのは「3,000
円」と、同号ア（ウ）a 中「6,900
円」とあるのは「5,200 円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特
例)

- 第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の
種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上
の軽自動車
が前条第 2 項から第 4 項
までの規定の適用を受ける 3 輪以上
の軽自動車に該当するかどうかの判
断をするときは、国土交通大臣の認
定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規
定する国土交通大臣の認定等をい
う。次項において同じ。)に基づき当
該判断をするものとする。

2 (略)

年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
までの間に初回車両番号指定を受け
た場合には令和 4 年度分の軽自動車
税の種別割に限り、当該ガソリン軽
自動車
が令和 4 年 4 月 1 日から令和
5 年 3 月 31 日までの間に初回車両
番号指定を受けた場合には令和 5 年
度分の軽自動車税の種別割に限り、
第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規
定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とす
る。

- 8 法附則第 30 条第 8 項の規定の適用
を受ける三輪以上のガソリン軽自動
車(前項の規定の適用を受けるものを
除き、営業用の乗用のものに限る。)に
対する第 82 条の規定の適用につい
ては、当該ガソリン軽自動車
が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
までの間に初回車両番号指定を受け
た場合には令和 4 年度分の軽自動車
税の種別割に限り、当該ガソリン軽
自動車
が令和 4 年 4 月 1 日から令和
5 年 3 月 31 日までの間に初回車両
番号指定を受けた場合には令和 5 年
度分の軽自動車税の種別割に限り、
第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規
定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とす
る。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特
例)

- 第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の
種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上
の軽自動車
が前条第 2 項から第 8 項
までの規定の適用を受ける 3 輪以上
の軽自動車に該当するかどうかの判
断をするときは、国土交通大臣の認
定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規
定する国土交通大臣の認定等をい
う。次項において同じ。)に基づき当
該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 17 条の 2 昭和 63 年度から令和 8 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 8 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡では

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 17 条の 2 昭和 63 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡では

なかったものとみなす。 3 (略)	なかったものとみなす。 3 (略)
---------------------------------	---------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の長門市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の長門市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けべき長門市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の長門市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 3 号

専決処分の承認について（令和 5 年度長門市一般会計補正予算（専決第 1 号））

令和 5 年度長門市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 14 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 4 号

専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 20 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 20 日

長門市長 江 原 達 也

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解及び損害賠償の額を定める。

1 和解及び損害賠償の相手方

住所

氏名

2 和解の内容

長門市の責任割合を 100%とする。

長門市は損害を受けた相手方に対し、損害の解決金として 62,876 円を賠償するものとする。

なお、長門市及び相手方との間には、本件事故に関し、上記の損害賠償金以外に一切の債権債務がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の額 62,876 円

4 発生の原因となる事実

令和 5 年 2 月 3 日午前 6 時 10 分頃、市道仙崎中央線において、車両が石張り舗装部分を走行した際、石張り舗装の一部が跳ね上り、相手方車両に損害を与えたもの

議案第 5 号

長門市監査委員の選任について

市議会議員のうちから選任する長門市監査委員を下記の者とするについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、市議会の同意
を求める。

令和 5 年 5 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 重廣 正美
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 6 号

長門市固定資産評価員の選任について

長門市固定資産評価員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 404 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 5 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 林 誓真
- 3 生年月日 [REDACTED]

報告第 1 号

専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）

自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 6 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 5 年 5 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 6 日

長門市長 江 原 達 也

自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の額 31,680 円

2 損害賠償の相手方

住所

氏名

3 発生の原因となる事実

令和 5 年 1 月 31 日午前 10 時 20 分頃、粗大ごみ収集業務のため公用車を運転していたところ、収集場所付近で停車するに当たり、道路通行幅を確保するためバックで相手方所有の魚市場施設に車体を寄せた際、荷台に積載していた粗大ごみが同施設屋根に接触し、損害を与えたもの